

明治三十四年三月

聖公會大綱

大阪福音社發兌

緒言

聖公會大綱の紀元一千五百四十九年「プロテスタント」の有
「ラマル」初めて著述せり其趣旨の聖公會中の平穩と眞理の
此大綱を修正し三十九條と爲せり而して今日に至り敢て添削
となし又紀元一千八百八十一年此大綱の合衆國プロテスタント
の監督ある公會の總會お於て監督と役者の信者等の代議員と偕し協
議て其公會の大綱と決定めたり紀元一千八百八十七年日本聖公會
の總會お於て此大綱を其法規の中お具へり故お今や凡て日本聖公會
の信者等の裨益を計りて此大綱を翻譯せり且此大綱の中お羅馬教の
異端なるを指示せり是信者等を其殘酷の轆の下お苦しむることなく
又其災害お陥いることなからしめんと之を拒ぎ保護る爲なり紀元一



千八百八十年英國の有名き監督ウヘツワストの帖撒羅尼迦後書二章一より十三節迄を説明して聖靈の信者等の心を指導し羅馬教の眞理の道に乖戻しことを強く誡しめたり又彼の可恐しき刑罰を受けることを指示せり又黙示録十三十四十六より十九章迄の預言の「バビロン」の罪と刑罰を指示せし乃ち羅馬教會の有様を預言せしものなり又聖公會の譽ある師と導きと慰めるもの即ち聖靈の羅馬教が耶穌基督の聖なる教の大害を爲す者あるを既ち皆詳細に知り玉ひて黙示録を以て其妨害を拒ぐ法方を備具玉へり此聖なる書の中お聖なる神の羅馬教會の有様を明瞭に指示し其聖なる指の羅馬教會の類の上お其性質を大いある文字を以て凡ての者の讀み得るやうに明らかにお書き記し玉へり即ち奧義大いなる「バビロン」地の淫婦と憎むべき者との母と黙示録十七章五節又此名稱即ち奧義大いなる「バビロン」の羅馬教會の類

の上お聖靈なる神が約翰の手を用て書き記し玉ひたることなりと言へり此以上の諸の説き明しに惟り監督ウヘツワストのみならず改革の時大監督クラメル監督リットレイニ「ヂユウヘル」亦其時代よりの有名き衆多の神學者等も共に帖撒羅尼迦後書二章一節より十三節迄と黙示録十七章五節又十三十四十六より十九章の明かお羅馬教(天主教或の舊教と云)の異端なる事實を指示せしものなりと言へり故に基督信者の此説を熟考へて羅馬教の異端より脱れる恩を熱心神に祈るべし

引照の唯一二の例を掲ぐるのみなれば其他新舊約書の中引照すべき語の多く有るべし若し信者の熱心を以て此篇を聖書と共に熟讀せられなば信仰上大益を得らること疑ひ無かるべし

降生一千八百九十年
明治廿三年

譯者誌

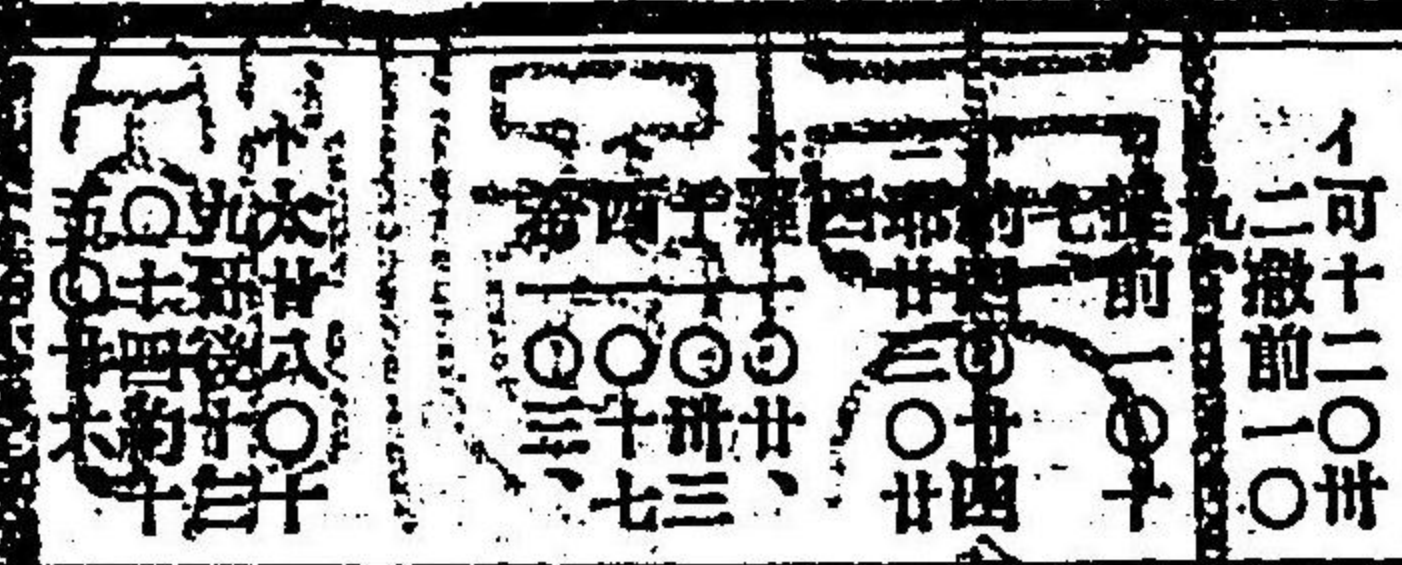
聖公會大綱

英國宣教師 エ、ビ、ハットンソン 譯

第二 三位一体を信ずべきことを論ず

開闢前イ可十二〇卅の唯一の活る眞の神のみ在し玉へり此眞の神の始二撒前一〇
 もなく亦情欲も形体もあくして其靈ある性質の分イ可十二〇卅
 離るもの二撒前一〇不能ものおして天も地も在さざる處なきもの
 あり而して大權能と大智慧と大道徳と有て一切目お可見も
 の不可見もの、創造主として又是等のもの、保全主なり且
 此獨一の活る神の一の靈なる性質の中に父と子と聖靈と謂
 り併し其靈質と能力と智慧と善徳と及び始め終
 り無きことお皆同一ものなり

第二 道なる聖子の降生玉ひて實一人とあり玉へると



イ提後三〇十
五至十七
約廿〇卅一
九、一〇七至
一、八〇廿、
後一〇廿

聖書ハ人間の救を得る爲メ總て必要の道理を記載し欠けな
きものおれハ聖書お記さす或ハ聖書ハ確手なる証憑無き事
ハ信すべき要道と爲すべからず又救を得ル必要こと、あす
べからず而して聖書との公會の律法に定めたる新舊約全書
の二部おして乃公會の中ハ常も疑ひなく信ヒ奉る所の信仰
の經典と爲るものなり舊約聖書の名の左の如し

創世記 出埃及記 利未記 民數紀 申命記 約書亞記
士師記 路得記 撒母耳記上 撒母耳記下 列王紀零上
列王紀零下 歷代志零上 歷代志零下 以斯喇記 尼希米記
以斯帖記 約百記 詩篇 箴言 傳道書 雅歌 以賽亞書
耶利米書 哀歌 以西結書 但以理書 何西阿書 約耳書
亞摩斯書 阿巴底書 約拿書 米迦書 拿翁書 哈巴谷書

西番雅書 哈基書 撒加利亞書 馬拉基書

以上共ニ卅九卷

此の他ハ有る別の書物の「ソイロニモス」が云へる如ク聖公會
の品行の模範と風俗の教訓の爲メ之を誦讀ものおれども教
の道理を立る爲メ之を用ひず其名左の如し

エズラ記上 エズラ記下 トウビツ記 ニーテツ記 エス
テル記拾遺 ソロモン智慧書 イエソス智慧書 バルーン
記 三人ノ歌 スーサナナ記 ヘル神及ヒ龍ノ記 マナセ
祈禱 マツカビ列君記上 マツカビ列君記下

以上共ニ十四卷

普ク受領たる新約聖書の諸の書物の吾儕之を奉て信仰の經
典と爲す其名左の如し

馬太傳 馬可傳 路加傳 約翰傳 使徒行傳 羅馬書 哥
 林多前書 哥林多後書 加拉太書 以弗所書 腓立比書
 哥羅西書 帖撒羅尼迦前書 帖撒羅尼迦後書 提摩太前書
 提摩太後書 提多書 腓利門書 希伯來書 雅各書 彼得
 前書 彼得後書 約翰第一書 約翰第二書 約翰第三書
 猶太書 默示錄 以上共 = 廿七卷

第七 舊約書を論ず

イ太五〇十七
 徒十八〇廿
 八、九〇五
 提前二〇五
 希九三〇七
 約五〇七
 亞五〇七
 四六〇七
 徒廿八〇十
 四十三〇十
 二太十三〇十
 七

舊約書の教の毫も新約書の教に反對ことなし蓋し神にして
 又人なる基督即ち神と人との間は在る獨一の中保は從て人
 間は無窮生命を賜ふと新約にも舊約にも教示てあればあり
 故は太古の列祖等が唯過去るべき斯世の幸福計を企望し如
 ある謬見への肯うべからず又摩西は從て神の猶太人より與へ

希十一〇七
 十、廿四、三
 卅五、十三
 卅六、十五
 卅七、十五
 卅八、十五
 卅九、十五

玉ひし律法の規則と禮儀と祭の献物に属する事とは基督信者
 の遵守べきもの非ず亦其政治の律法も必ず諸の國に通用
 すべきからず然ども總て基督信者たるもの舊約全書の道德
 就ての誡命(神の十誡の如きを謂ふ)に信徒べきものなり

第八 三信經を論ず

太五〇十七
 至廿
 雅二〇八至
 十一
 提後一〇十
 三

三信經即ち尼吉亞信經阿塔那修信經及び教會の中へ普く稱
 する所の使徒即ち使徒信經の全く受べきもの全く信すべきも
 のあり如何ならん此三の信經の箇條の聖書の最もと確乎あ
 る証憑を以て証明らしたるものなればなり

尼吉亞「フシヤ」の「ビシニヤ」國の邑の名なり紀元三百二十五年羅馬皇帝「ロン
 スタンタイン」の異端を拒がんに爲に各國の諸の公會の大總會を「ニ吉亞」に於て
 開設かんことを諸の公會の監督等へ命令せり此總會の時初めて此信經を編纂せ

り故に尼吉亞信經と稱へたり

第九 人の原罪即ち性質の罪を論ず

イ羅五〇十四
至十九、
詩五〇五
約三〇三、
口羅七〇十八
弗四〇十八
ハ加五〇十七
羅七〇廿二
廿三、
ニ弗二〇三、
羅六〇廿三
ホ羅七〇十四
至廿三、
約前一〇十
八

原罪との亞當の罪の性質より生れ出たる總ての衆人の性質の中に元來り存在し所の瑕疵と邪惡の意思とを原罪との謂かり人間の之より因て極めて其始祖亞當の未だ罪を犯さざる前の公義を遠く離隔れ遂に性質の自然に隨ひて惡事に傾向し常に人の肉欲が神の聖靈と相悖ふものとなれり是故に凡て生れて此世に在る衆人の原罪の當り神の怒と罰を受べきものとなれり又此性質の中邪惡の意思の聖靈よりて新し生れし衆人にも殘が故其肉欲の迷ふ神の律法を信從ざるに至れるものなり肉欲との新約全書の原の語即ち希利尼語に「フロニイマサルユス」(羅八〇七)と云ふ譯は肉の智慧

ヘ羅八〇一、
約五〇廿四
可十六〇十
六、

或の肉の所感肉の貪愛或の肉の私情とも云ふ都て教主を信仰して洗禮を受たる者の罪せらるゝことなし然ども一使徒の曰る如く肉の欲の罪なり(羅七〇七八)百列加黨派の者の妄言る如に人間の始祖亞當の惡見倣ひて犯せし罪を原罪と云ふものにはあらず

百列加黨派は「メラゲニス」と云獨身を守りし宣教師の異端の教に従ふものなり而して「メラゲニス」の英國人にして紀元四百〇五年羅馬の都に寄寓て異端の教を宣へ傳へたり

第十 人間に自主の志し無きを論ず

人間の始祖亞當神の誠命に違背し罪に陥りて後其後裔の性質の有様は自己の本力と善行を以つて翻りて祈を爲すこと、信仰の準備を爲すこと不能の故若し基督に因る恩

イ羅八〇八、
哥前二〇十
四、約六〇四十

口約十五〇四
五、
哥後三〇五
腓二〇十三
希十一〇三
廿一、三〇三
廿三

イ羅三〇廿、
至廿五、
弗二〇八、
九、
口徒十三〇卅
八至卅九、
加二〇十六
ハ羅四〇三至
五、
腓三〇八、
九

惠即ち吾儕を佑導て善き志しを發さしめ又其善き志しを存
るとさも吾儕の中心に感化く神の聖靈の恩恵を得るにあら
ざれば神の聖旨に悞ひて其喜び玉ふ所の善行を爲す能力毫
も有ることなし

第十一 人の義とせらるゝことを論ず

吾儕が神の聖前より於て義き者と爲らるゝことハ自己の善き
行と良功の爲にあらざれば唯吾儕の救主なる耶穌基督の功績の
爲のみあらば之を信仰するより由て義きと爲らるゝなり故に
吾儕唯信仰よりてのみ神の聖前より義き者と爲らるゝハ極
て良き教理にして最とも安慰に充たるものなり即ち義者と
爲らるゝことを論ずる諸義篇の中より詳細く講述せり

第十二 善行を論ず

イ路十七〇十

口腓一〇十一
約十五〇八
十六、
雅二〇十七
至廿六、
多二〇十一
至十四、三
〇八、
二太七〇十六
廿、十二〇
時三、
約前三〇七
至十

イ羅八〇七至
九、
口約十五〇四
五、
希十一〇六
ハ賽六十四〇
六

信仰の結果として神の聖前より義者と爲られし後の善き行ハ
吾儕の罪を贖ひ除去くに足らず又末りの日ハ神の嚴重き審判
に應るの能力なし然るも基督と偕に關係する信者の善き
行ハ神之を悦び玉へり又納受れ玉へり是必ず生命ある眞正
の信仰より發見もの故に善き行ハ由て活潑なる信仰を明了
知ことハ其結果の善し惡しハ因て其樹の善し惡しを辨知が
如きものなり

第十三 義者と爲らるゝ前の行爲を論ず

未だ基督の恩恵と其聖靈の感化とを蒙る前の善き行爲ハ
耶穌基督を信するより生らざるが故に神の喜悅玉ふ所非
ず亦或衆人の言るよは善行ハ恩恵を受るよ適當へりと是ハ
誤解ハの言なり神の聖旨として命令玉へる如く爲されれば

羅三〇九、
十、十九、
二羅十四〇廿
三、七、〇、十
八、

イ路十〇廿七
太五〇四十七
八、
口太十五〇九
番前四〇七

伯廿二〇二、
三、
路十八〇十
至十四、

其罪なること疑なし

衆人といハ天主教の有名き學者等にして特に紀元一千三百年ヨリ一千四百年迄の衆人を云ふなり

第十四 余功即ち爲すべき事に余り有を論ず

余る功ありと教ふること即ち自己の隨意を行ひ神の誠命玉ふ所よりも余計の功ありと教ふことハ頗の驕傲と不度ハ屬ことなり蓋と神と對ひて行べき事を全く行し得ると云ふ計りで無く神の爲ハ自己の本分ことを超過て所爲るありと謂ふ故なればあり併し基督ハ汝等命けられし事を皆行したるとさも吾儕と無益の僕なりと云へと明かハ宣告へり(路十七〇十 余功有と教ふるものハ乃ち天主教の異端なり)

第十五 惟基督のみ毫しも罪なき事を論ず

イ番四〇十五
番後五〇廿
一、
彼前二〇廿
二、
口番二〇十四
加四〇四、

ハ彼前二〇十
八、十九、
約一〇廿九
二約壹二〇一
二、

ホ加三〇廿二
雅三〇〇二、
加五〇〇十七

基督ハ明了に其肉体と靈と於て罪なき者あり其罪なきことハ他總てのこと我等と同一ヒ人間の性質を資玉へり又基督の此世ハ降臨玉ひし理由ハ汚染無き羔羊となりて一次び己れを神と獻げて犠牲と爲し世の人々の罪科を除かん爲なり聖徒約翰の言る如に基督ハ罪あること無し(約壹三〇五)基督の他一切の人々の洗禮を受け又基督ハ於て新ハ生れ更りても仍多くの事に於て屢過失を爲すものあり若し吾儕罪おしと云ふ者のハ是自ら欺ける者おて其心の中ハ信實あること無し(約壹一〇八十)

第十六 聖洗の後罪を犯そことを論ず

聖洗を受し後ハ故意死よ至る程の罪を犯すことハ盡く聖靈ハ背くものハ非らず又た赦され難き罪ハ非らず由て洗禮

一、廿二、
口徒八〇廿二

ハ加六〇一、
至八、
二約登一〇八
ホ母下十二〇
七至十三、

イ弗一〇三至
五、十一、三
〇十一、
彼前一〇二
太廿五〇卅
四、
羅八〇廿九
卅、
口提後二〇廿
二、
ハ提後一〇八
四、四十五、

を受し後ち罪つみお陥おちりたる者ものの悔く改あらたむる所ところをしとの謂いはれず吾われ
儕ら聖せい靈れいを受し後ち神かみの予あたへ玉たまへる恩めぐみ惠みを離はなれて罪つみお陥おちるこ
とも又また神かみの洪ゆき恩みに藉かりて反たが省へりて過あやちを改あらたむることも有あるべし故ゆ
お生涯いっしやうの間あひだ罪つみを犯とすこと無なく或またハ實まことに悔く改あらたむるとも罪つみの
赦ゆるしを受うること不い能はずと謂いふことハ諒あやまりのことなり

第十七

神かみお於おて預あめ定さだめ又また撰あらわしめし事を論ろんず

衆しゆ人じんを無む窮きうき生命いのちお至いたらしむる豫あらじめの定さだめハ神かみの無む量りやうき
聖せい旨しなり是これお就ついて神かみが此この世よの萬よろの物ものを創つくり玉たまへる基もと礎もとを建た
立たる前まへハ神かみが基き督とくお於おて人じん間かんより撰あらわしめたる者ものを呪のろふと罰ばちよ
り拯たく出し又また基き督とくよ依たりて尊たうきことハ爲ためハ製つくり玉たまへる器うつはの如ごとく無む
窮きき幸さい福ふくお至いたらしめんと豫あらじめ密ひそかハ變あらさる様ようお定さだめ玉たま
へり是これお由よして神かみより此この特とく別べつある恩めぐみ賜たまはる、ものハ時ときお

ニ羅三〇廿四
五〇一、二、三
約一〇十二、
十三、
弗一〇五、
六、
ホ羅八〇廿九
四十九、
約十五〇十
六、六〇三
十九、四十一、

ト哥後五〇一
至八、
羅五〇五、
約十〇廿七、
至廿九、
至卅三
至卅九、
約前四〇十
九、
四、
り哥前二〇十

至いたりて神かみの聖せい旨しの如ごとく聖せい靈れいの感はたら化りおよりて召め命いを蒙あり恩めぐみ
に因よりて此この召め命いよ依た順たがひ自じ己ごの功いさ勞せき無なくして義たよしと爲なられ
神かみの義ぎ子しの中なかハ數かずへられ生な玉たまひし獨ひとり子こなる耶い穌え基き督とくの状かたち
に像たる者ものと爲なられ虔つ敬けいみて善よ行ぎやうハ進すすみ終つひハ神かみの愛あは憐れお因よりて
窮きり無なき幸さい福ふくを得えるお至いたるあり恭つ敬けいを以もて此この豫あらじめの定さだめ
と基き督とくお於おて撰あらわしめしことを默お想もことハ神かみを敬うやまふ人ひと々ごと即すなち基き
督とくの聖せい靈れい其その心こころの中なかハ感はたら動らき玉たまふて肉く体たいの作ゆ爲ぎと地ちに屬つる肢あ
体たいを殺ころし思おもひ高たか尚しき事ことと天てんお在ある事ことお仰あ望ぼしめ玉たまふを覺さ
る人ひとお樂たのしくして言の盡つくし難たく安あ慰なぐさを充み満たさる、者ものなり蓋おほハ基き
督とくに倚よりて受うくべき窮き無なき救きう濟きを得えることハ信しんずる心こころ之これに因よ
りて堅けん固こハ強つよめられ神かみを愛あいする心こころ熱あつく熾さかさる、ものあれば
あり然しかども恭つ敬けい無なくして肉く体たいの事ことを思おもひ未いまだ基き督とくの聖せい靈れい

羅二〇四

彼後二〇廿
廿一

ル提前二〇三
至六、約三〇十六
六〇廿八、廿九、四十、
提後三〇十
五至十七

イ加一〇七、
八、哥前十六〇
廿二、羅三〇九、
十二、廿三

を蒙る人の面前に神の豫じめの定を常置こと最とも
危険なきこと高き掛崖に臨む如くして悪魔是を將て或の絶
望に投入れ或の畏れ無くして潔からざる行為の甚だしき
陥らしむるものなり抑神の約束の聖書に著はしたる故
吾儕之を容け信じ又行為よ於ても吾儕神の聖語に因て明
く教示されたる神の聖旨に服従ふべし

第十八 永遠なき救済を得るの惟基督の名のみ自由
を論ず

人々各々其信する所の教法と自然の道理に依順ひ勉て品行
を方正くするもの其信する所の宗教に因りて救はるべし
と妄りい言ふ者あり是れ禍害を蒙くべし蓋し聖書に於て耶
稣基督の名に因るのはか救済を得る爲人の依順ひべき者

口約前五〇十
一、至十三、
徒十〇四十
三

イ哥前一〇二
提前三〇十
五、徒二〇四十
二、四十七

口提前四〇一
至三、撒後二〇二
至十、黙十七〇一
至十八

なしと示しあればなり(徒四〇十二)

第十九 教會を論ず

基督の可見なる教會の主を信する人々の公會りて其中に神
の聖き書を講義して基督の定めを依順ひ必要の事お於て缺
ること無く正しく「サクラメント」を施さる、所なり彼の「エル
サレム」「アレキサンデル」「アントキオ」の三つの教會の眞の道
に離れ戻さし者あり羅馬の教會も亦た其品行と禮式のみな
らず當お信すべき要道よ於て大なる錯誤あり

三つの公會今のギリキ教に同じ眞の道に離れ戻さし情實ハ七つの「サクラメン
ト」を設け又アイコン即ち主耶穌基督と聖人との畫像を禮拜みて祈りてをせり
又世を迷りたる聖人即ち使徒等に祈りて助けを求め又化体(廿八條を見る可し)
を有て居れり又羅馬教會の信すべき要道に乖戻し事ハ此三十九條中所々に掲
示し有るなり

イ 昔前十四
廿六、四十、
多一〇五、
徒十五〇、
一至廿九、
賽八〇、
太十五〇、
至九、
撒前五〇、
ハ 提前三〇、
四、
ニ 加三〇、
一〇八、
九、

イ 羅十三〇一

口 結廿〇、
十九、

第廿 教會の権力を論ず

教會の禮法と儀式を立て又信仰の道に就ての争論を平治る
權力あり然ども聖書に記載したる神の言に背戻て事を定む
べからず又盡く聖書に記載したる此節と彼節と反對の説方
を爲すべからず故に教會の聖書を証明し且是を保護者なれ
ども聖書に適合ざる事を定むべからざれば聖書の外の事を
以て救済を得るゝ要道と信じて人々強て獎べからず

第二十一 普き聖公會の大議會の権力を論ず

普き聖公會の大議會の盡く其國の王の許可を得ざれば此會
を開設ことを得ず又神の聖書と聖語に因て治られたるもの
計に非ざれば或の誤謬りしこともあらん故に救ひを得るゝ
必要こととして其定めし事の明かき聖書に原因ざるときに

毫しも効力あること無し

普き大議會の羅馬皇帝「コンスタンタイン」のとき紀元三百廿五年迄に此議會は
あらざりし又第七世紀より聖公會の「グリガ」に「ローマ」の二つに區別することに
より普き大議會の決して行はれず第四世紀と七世紀との間に於て六次の大議
會を開設り第一次の紀元三百廿五年「ニケヤ」に於て開き耶穌基督の眞の神たる
性質に付ての教を定たり第二次の紀元三百八十二年「コンスタンタイン」の都
「ボリス」に於て開き神の聖子耶穌基督の全く人なる性質に就ての教を定めた
り第三次の紀元四百三十二年「エヘソ」に於て開き耶穌基督の兩つの性質即ち
神たる人たる性質の分離るゝことの不能なることに付ての教を定めたり
第四次の紀元四百五十二年「キヤルシドン」に於て開き耶穌基督の眞にある兩
つの性質の切りに混するものに非ざとの教を定めたり此以上の教は固より
聖書に適合ことなれば其時より総て眞の道理を信する者ハ常に堅固く遵守せり

第廿二 煉獄のことを論ず

イ約壹一〇七
路廿三〇四
十三

口約壹一〇七
九
哥前六〇十
一
希十〇十四
ハ申廿七〇十
五
徒十〇廿五
廿六
〇十三至十
五

イ多一〇五
徒後二〇二
廿三
提前四〇十
四
大九〇廿七
廿八
加一〇二
路九〇四十

羅馬教即ち天主教の煉獄即ち天主教の死したる信者の靈魂
此世を逝りて潔せらるゝ爲に最も苦楚き境遇に墮落り又生
る信者の祈りより依り其苦惱みを解脱て極樂き世界に移轉こ
とを得るとの教へ又羅馬法王が信者の罪を赦すこと、贖ふ
こと及び聖像遺物等を禮拜て敬ひ尊み且聖人の傳達を請ふ
ことお就ての教へ都ては無益の虚事にして神の聖語即ち聖
書お毫も証據無し又之お乖戻し事なり

第廿三 教會中の役者を論ず

法お依りて召れて派遣されし者に非ざれば教會に於て公然
お講義を爲し或の「サクラメント」を施行す職務を自由に擔當
の不能ものあり唯教會に於て主の葡萄園に役き者を召し遣
す公然の權力を所有る人お揀ばれ遣されし者を法に由りて

九、五十、

イ哥前十四〇
五至廿八〇
約四〇廿四

召れし者と爲すべし

第廿四 教會の中おは必ず其地方の言語を用ふべしを
論ず

教會の中よての公然お祈禱を爲し或は「サクラメント」を施そ
お衆人の曉り難き言を用ふは的然かお神の聖言に違背又往
昔の教會即ち使徒時代の教會の規則に違背ものとす

第廿五 「サクラメント」を論ず

基督の定め玉ひたる「サクラメント」の信徒が其教に遵奉へる
記号計でなく尙り恩恵と神の吾儕を愛しみ玉ふことの確實
かる証憑と其効力ある記号なり即ち神是を以て幽妙お吾儕
の中心に感化玉ふて神を信仰する心を興起さしめ又是を強
固なさせ玉ふなり福音傳お於て吾儕の主基督の立て定め玉

イ徒二〇廿八
如三〇廿七
羅六〇三至
五
西二〇十二
彼前三〇廿
六
哥前十〇廿

ひたる「サクラメント」の二つ計なり即ち「パナテスマ」と主の晩餐となり其他風俗を由りて「サクラメント」と謂ふ所の堅式儀式職式婚式末油式の五は福音傳の「サクラメント」と爲に足す是或は不正に使徒の行爲に似たること、爲し或は聖書の中にお於て許されたる行爲となす然ども其可見なる記号と儀式は神の定め玉はざりし故「パナテスマ」と主の晩餐の「サクラメント」と同一類の者おあらず又基督の定め玉ひたる「サクラメント」の賞觀もの或の持ち廻らるゝ爲でなく唯吾儕の正當く之を用ゆる爲なり又有益事の唯宜しきも適て之を受るものに限る但し宜しきも適のすして之を受るものは聖なる保羅の言る如お自ら罰を招くものあり(哥前十一〇廿七廿九)

第廿六 役者の不善者「サクラメント」の益を碍げざるを

イ約六〇七十一
太廿三〇廿二
三〇七〇廿
二廿三

ロ前一〇十五
十八
哥前三〇六
七九

論ず

可視なる教會お於て不善者は常よ善者と雜り又一時よ當り不善者の聖語を傳へ「サクラメント」を施行お最とも權力を得ることおれども自己の名お倚らず唯基督の名お倚り基督の命令と權威を以て是を施行が故お吾儕其役者よ倚りて神の聖言を聽「サクラメント」を受べし且信仰を以て其施行れたる「サクラメント」を正當く受るときは役者の不善お因りて基督の定め玉ひし禮式の益を碍げらるゝことなし或の神の恩賜たる洪恵を減少るゝこと無し是不善者の手おより施行れたる「サクラメント」おても尙其益あることは基督の定めと約束よ依ればあり然ども教會を管理るよの不善役者を觀察べ其不善を知りたる人々より訟へられて罪お定むべきこと有ら

ハ正當き裁決を以て退職を命づくべし

第廿七 バプテスマを論ず

バプテスマ即ち洗禮の唯教に遵奉の記号にして基督信者と
未信者との區別を立る計りでなく尙り新に生れ更る記号な
る故に正しくバプテスマを受る者は之より由りて教會に納け
られ罪の赦しと又聖靈より因りて神の義子の中に數へらるゝ
ことの此二つの約束の著明に印証せられ又信仰の強固られ
且神より奉る祈禱より由りて恩恵も愈加さるゝなり又嬰兒より
バプテスマを施行の最もも基督の定めお適が故に教會に於て
常にお保存べし(可十〇十三至十六)

第廿八 主の晩餐を論ず

主の晩餐は唯基督信徒の互に相愛ひべき愛の記号計りで無

イ多三〇五、
約三〇三、
徒二〇四、
一十

ロ後一〇廿

二弗一〇十三

ハ可十〇十三

至十六

徒二〇卅九

哥前七〇十

創十七〇九

至十二

イ羅十〇五

哥前十〇十

七約十三〇卅

五約四〇十

約十一〇

六約十一〇

廿八

七約四十八

五約四十八

希三〇十四

ハ哥前十一〇

廿六

二約六〇卅五

五約六十一

十四約六十三

至六十三

弗一〇廿三

加三〇廿四

弗三〇廿四

十六約六十七

く尙ほ且た基督の苦き死に因りて吾儕を贖なふサクラメン
トなり故に正しく宜しきお適合ひ又信仰を以て之を受くる
者お於ては吾儕が皆擘く所の餅の基督の体だを受け又祝ふ
所の祝ひの杯も同じく基督の血を受るものあり羅馬教即
ち舊教の所謂の化体即ち主の晩餐に於て餅と葡萄酒の性質
の變化ことの聖書に於て明白かなる証憑なし反つて聖書の
明言お乖戻き「サクラメント」の本意を廢て多數の誤謬たる信
仰を起したるものなり主の晩餐に於て基督の体と與へられ
之を受け食するの唯靈の上お在る計りなり且基督の定めお
由れば主の晩餐の「サクラメント」の決して留し藏め持ち巡り
捧擧げ禮拜ひべきものに非ざるなり
又晩餐に於て基督の体を受け之を食する方法の信仰に原因

イ約前一〇〇六
路十三〇〇廿
六、廿七、
希十一〇〇六
哥前十一〇〇六
哥九、廿二、
哥後十三〇〇
五

ものなり
第廿九 不虔らざる人主の晩餐禮を用ゆるときに基督の体を受ざるを論ず

不虔らざる人亦ハ生る信仰無き者の聖徒「アウグステンの言
る如ク顯然ハ口にて基督の体と血の「サクラメント」を喫ムと
も決して共ハ基督を享るものハ非ず却つて基督の血と体の
サクラメント即ち記号を飲食して自カラ爵を招くものなり
聖徒「アウグステン」ハ紀元三百九十五年北アフリカヒツポ―邑の監督と爲り
實に名高カキ學者にして耶穌基督の教に就て多數の書籍を著述せり此大綱
第六條の中の「ハイロニマス」此條の「アウグステン」ハ只証憑する爲に掲げた
るものなり即ち第四五世紀に當り聖公會の教と風俗に就て証憑せしものなり
然ども此二人の學者の言ハ我等の信仰を無理に奪はるの能力なし是ハ第六
條に付ての證據なり

イ太廿六〇廿
七、
哥前十一〇
廿六至卅二

第卅 主の晩餐の二品を施すべきを論ず
主の杯の一切て會友ハ施すべきものなり蓋基督の定めと
命令ハ信徒へば主の「サクラメント」の二品の同じく一般て基
督信徒に施すべきものなればなり

イ約壹二〇〇
二、一〇七

第卅一 基督十字架の上に於て全く成就せし祭物を論ず

日希十〇一至
十四、十八、
廿六、九〇
十四、廿五
至廿八、
ハ弗五〇二、
廿五至廿七
希九、廿二、

基督一次ハ己れを神に献げ玉ひしことハ衆人の原罪本罪な
る一切ての罪の爲ハ全キ贖と挽回の祭物と爲り玉ひしこと
なり又之を除くの外別ハ罪の爲め贖と爲る者の有こと無し
故ハ彌撒の祭り即ち天主教の晩餐を施すとき俗ハ祭司生る
人と死せし人の苦楚みと罪とを赦さんが爲ハ基督の体を神
に献ぐると云ことハ願ハ主を褻瀆空事にして大ハ害たけ有

イ哥前九〇五
提前三〇二
至十二、四
〇一、至三、
希十三〇四

る証の言なり
第卅二 教師妻を娶を論ず
監督會長會吏の獨身を守ること誓ひ或の妻を娶ことを爲
ざるの神の律法に依りて命せられたる者非ず故に娶こと
の神事へる輔佐ありと觀念は此等の人は總て他の基督信
徒の如く娶るも妨たげ無し

第卅三 退會の人を待遇ことを論ず

イ哥前五〇三
至五、十一、
十三、
撒後三〇六
十四、
口太十八〇十
五、至十八、
哥後二〇二
至十、

教會の公正けの定めを以て教會の全体より割はかして放逐
されし人の悔改めを以て公然教會と和らぎ其判定を爲す
權柄有る者由りて復たび収録らるゝに至る迄一切ての信
徒は異邦人の如く待かひるべし
第卅四 教會の遺傳を論ず

イ羅十三〇一
至五、十四
〇十三至十
六、
哥前十一〇
十六、
羅十六〇十
七、十八、
希十三〇十
七、
哥前十四〇
廿六、四十、

遺傳へと禮儀の何處に於ても全く同くすることは格別肝要
なることなし蓋し古來より時々異ふこと有り又之を定むる
よ若し神の言ば違背かざれば土地風俗時代より變更こ
ともあるべきことなり神の言に背戻りすして立て定められ
たる公會の遺傳へと禮儀を自己の私意へお隨ひ好みて恣ひ
まゝ之を壞る人々の教會の公正けの定規を犯し役者の權
威に抵抗し弱き兄弟の良心を傷なふものとして公然け戒
めらるべし是は他人に慎む心を振起しめんが爲なり各國の
教會の人の權力を以て立て定められたる禮式を或の更或の
廢てる權力あり唯信者の德義を立つる爲一切ての事を爲
すべし

第卅五 講道論を論ず

講道論の後篇の「エツワルド」六世の王の時著述せし前篇と同し神の言はば適合へる有益る教へを記載て今の世も肝要あるものあり然し此篇の未だ日本語に翻譯せしもの無し故に此三十五條の唯箇條を現のす爲め爰に記せり

講道論後篇の論題の左の如し

- 第一 會堂ノ正シキ用方ヲ論ズ
- 第二 偶像ヲ拜スルノ危險ヲ論ズ
- 第三 會堂ヲ修葺シ清潔ニスルヲ論ズ
- 第四 善行特サラニ斷食ヲ論ズ
- 第五 食ヲ萎リ酒ニ酔フヲ論ズ
- 第六 過分ノ美服ヲ論ズ
- 第七 祈禱ヲ論ズ
- 第八 祈禱ヲ爲ス時ト處ヲ論ズ
- 第九 共ニ祈禱ヲ爲シ「サクラメント」ヲ施サルノ時必ズ方言ヲ用ヘ

イ 勝 一〇〇一
多 一〇〇五
提 前 三〇五
至 十 〇一

- 第十 キヲ論ズ
- 第十一 カミコトバソクイ
神ノ言ヲ尊敬ス可キヲ論ズ
- 第十二 施濟ヲ爲スヲ論ズ
- 第十三 基督ノ降誕ヲ論ズ
- 第十四 基督ノ受苦ヲ論ズ
- 第十五 基督ノ復活ヲ論ズ
- 第十六 宜キニ合ヒテ基督ノ体ト血ノ「サクラメント」ヲ受ケルヲ論ズ
- 第十七 聖靈ノ賜ヲ論ズ
- 第十八 生植禱日ノ説
- 第十九 婚姻モシ人ノ務メテ論ズ
- 第二十 悔 改メテ論ズ
- 第二十一 怠惰ヲ論ズ
- 第二十二 乱ヲ作スヲ論ズ
- 第二十三 監督と役者を聖別することを論ズ
- 第二十四 「エビスコッポ」と大「エビスユツポ」を聖別し又「アレスブテロ」と

徒六〇六、
廿〇廿八、
提前四〇十
四

「デヤエノ」を立つる爲め、イ「文即ち英國エツワルト」六世の王の時と及一千七百九十二年お至りて合衆國教會の大會議よ於て定めしもの此の聖別すること或ひ立つることお就ての肝要なるもの全く備へり且謬たる信仰と不正ぬことよ屬するもの無し故お此の祈文お因りて聖別し或ひ立られたることの正しくして宜しきよ適合ひ法に依て聖別し或ひ立られたる者と定めたり

第卅七 國王の權威を論ず

國の王の其の國の政治に關係する事件お於て總て公會中の教師と教民を管理の權威あり然れども靈なることよ於て之を管理の權威なし又羅馬教即ち天主教の法王の日本國の人民を管理の權力ら決してなし然れども正しく法に依て立られ

一羅十三〇一
彼前二〇一
三、十四

一羅十三〇一
至四、
二羅三〇十四

たる王と官吏とを尊敬ひ之お從ふべきことの一一切て福音を信する者の務むべき本分とす又國王の法律を以て人民を死の罪よ處さする權力ら有り亦基督教信徒の其の命令に從ひて兵隊とあり軍さに出べし

羅馬教即ち天主教の法王常に己れは神の聖子耶穌基督の代人なれば凡て此世の王等の首と凡て各國の主宰の首なりと妄に言へり然れども是ハ聖書の中に明かなる言なし又其確なる證據なし故に真正の信者は決して之を信せるものなし然れども天主教が各國に盛んに傳播ることあらば此妄りなる言は其の國々の大いなる妨害を爲すべし

第卅八 基督教友等の財産は公會の共同おするものお非ざるを論ず

或人の妄よ主張る如うに基督教信徒の財と産業は會友の共同

一徒五〇三、
四、
撒後三〇十

一、十二、
提前六〇十
七、十八、
約壹三〇十
七、
哥前十六〇
二、
哥後九〇一
至七、

一、大五〇卅三
至卅七、
太廿六〇六
十三、六十
四、
羅一〇九、

おすべきものお非ず然ども各々其全力に應がひ所有の中よ
り喜で貧き者お博く施與を爲べし

或人とい改革の時に熱心の信者等使徒行傳第二章四十四節又四章三十二節を
誤解して擡て會友の財産の公同にするものとなせり又或信者等も往々此
過に陥るもの有が故に之を拒かん爲に此ク條を掲げたり

第卅九 基督信徒誓を立ると論ず

故け無くして輕率しく誓ひを爲すの吾儕の主基督(太五〇卅
三ヨリ卅七)及び其使徒「ヤコブ」の書(五〇十二)に禁せられたれ
ども官吏の命令に因りて正義裁判を保つ爲に誓を爲して証
據を立るは基督教の禁する所お非ず但し一豫言者耶四〇二
の教お従がふて公道と正義と誠實を以て爲すべし

明治廿四年三月十九日 印刷
同年三月二十日 出版

定價五錢

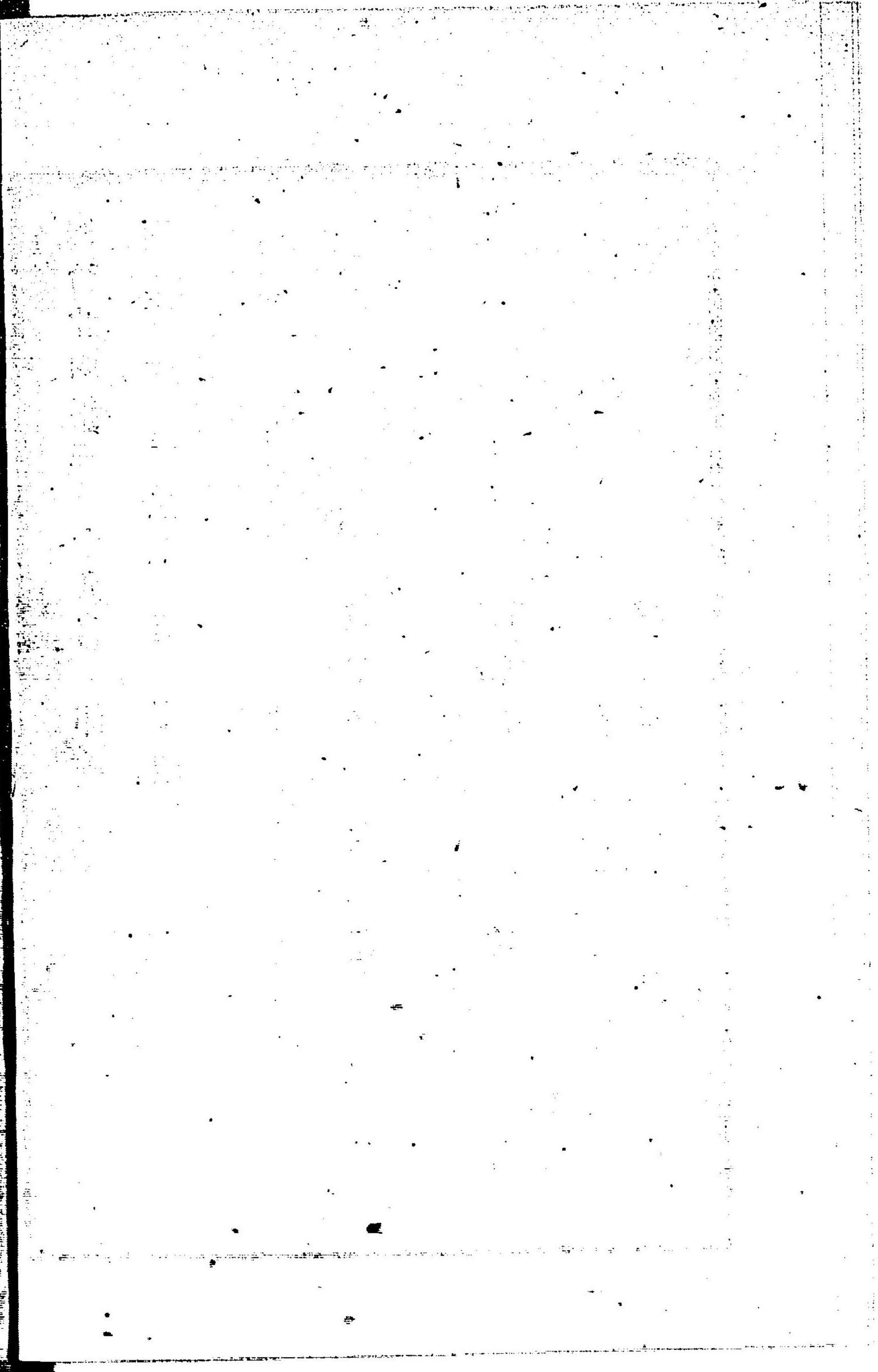
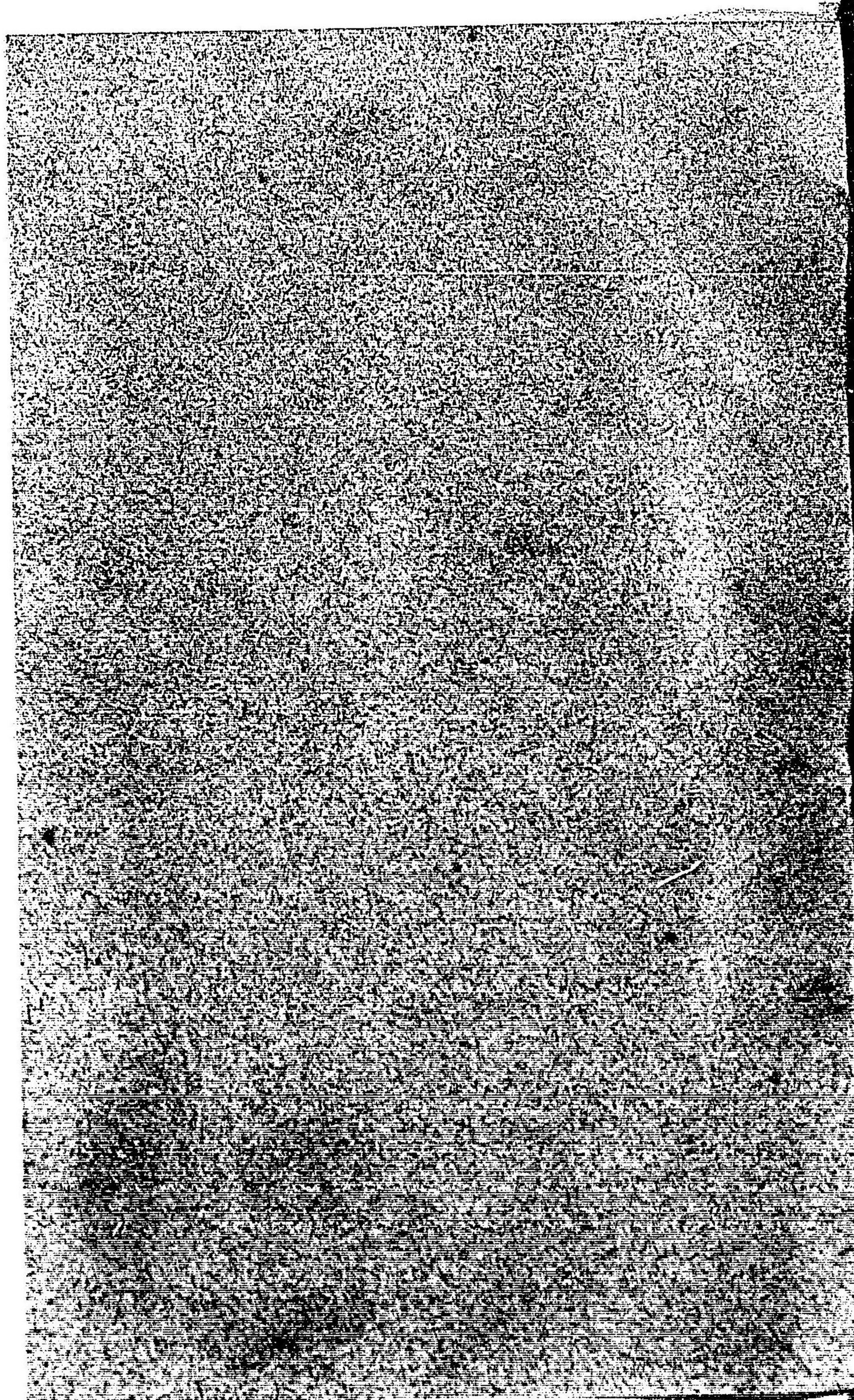
大阪市西區土佐堀五丁目廿八番屋敷寄留
熊本縣士族

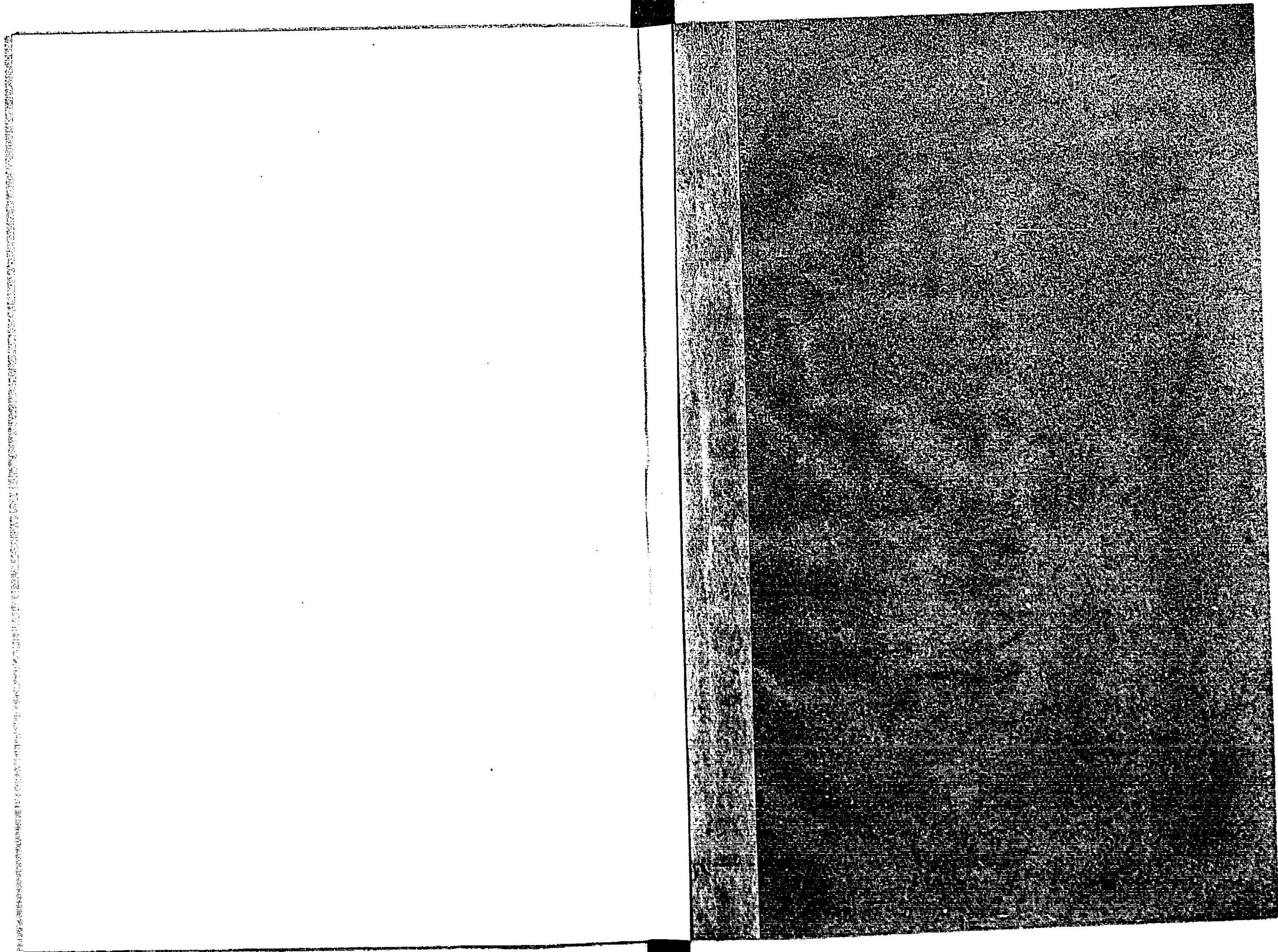
筆記者 木庭孫彦

發行兼印刷者 今村謙吉

大阪市西區土佐堀三丁目三十八番屋敷

發行所 福音社





1964-1965
1966-1967
1968-1969
1970-1971
1972-1973
1974-1975
1976-1977
1978-1979
1980-1981
1982-1983
1984-1985
1986-1987
1988-1989
1990-1991
1992-1993
1994-1995
1996-1997
1998-1999
2000-2001
2002-2003
2004-2005
2006-2007
2008-2009
2010-2011
2012-2013
2014-2015
2016-2017
2018-2019
2020-2021
2022-2023
2024-2025

特 51

282

聖公会大綱

国立国会図書館

020904-000-5

特51-282

聖公会大綱

エ. ビ. ハッチンソン / 訳

M24

ABI-0741

